

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

「地域に密着した取り組みを広げよう！」

理事長 池本誠司



埼玉消費者被害をなくす会は、これまで前理事長石川祐司さんの下、地域に密着した調査・検討・申入れの活動を展開してきました。その実績に基づき本年3月5日には、消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体として認定されました。こうした節目でもある本年6月29日のなくす会総会において、石川さんから小生に理事長の役割がバトンタッチされました。

今年は、国に消費者庁・消費者委員会が創設され、地方自治体に消費者行政活性化基金が設けられるなど、我が国の消費者行政全体においても大きな節目となる年です。こうした環境の中で、私たちが理念とする地域に密着した取り組みの姿勢は、これまで以上に重視する必要があります。

なくす会の活動の中心は、違法・不当な事業活動の調査・検討ですが、会員の消費者団体から情報を収集し、消費者を中心とする活動委員会と専門家を中心とする検討委員会でそれぞれ検討します。事業者が任意の是正に応じないときは差止訴訟も提起します。他方で、地方自治体の消費者行政を拡充強化する働きかけ、消費者団体の育成・支援を強化する要請行動、消費者庁・消費者委員会に対する情報発信など、幅広い活動が求められます。地域の消費者・消費者団体と専門家との連携の強化も不可欠です。これからもより一層のご支援をお願いいたします。

総会記念講演 『差止対象になる景品表示法と特定商取引法について』

講師：長田 淳 弁護士(なくす会副理事長)



《講演概要》

消費者契約法の改正により、景品表示法と特定商取引法でも差止請求が認められることになりました。適格消費者団体の差止対象が広がるということは役割に対する期待が大きいということを示していると思われま

す。これまで差止請求では、消費者契約法9条、10条(不当条項)や4条(不当勧誘行為)の違反で無効や取消しの請求が該当していました。景表法で差止対象となる表示は主に優良誤認と有利誤認表示の2つがあります。不当表示の判断は、表示の意味の内容を確定し、表示と事実のズレがあるかどうかということです。消費者団体としては、質問し論拠を示してもらうことで判断という方法があります。

通信販売、訪問販売などに関して定めた特商法は、不当勧誘・不当表示・不当契約条項などの類型に分類されます。法改正がされ、年内に施行になると、クーリングオフの適用範囲が拡大され、その内容が差止めの対象になってきます。

第6回 総 会 報 告

6月29日(月)10:45～12:30、浦和コミュニティセンター第13集会室において第6回総会が出席者64人(表決権総数138票中、実出席29票、委任表決0票、書面議決79票 計108票)で開催されました。中村千代子理事の司会で始まり、議長に三村光代副理事長、議事録署名人に個人正会員2名を選出、書記になくす会活動委員2名を任命してすすめられました。

石川祐司前理事長挨拶

在任の最後に、適格消費者団体の認定を受けられたこと、消費者庁設置法案など消費者行政関連の3つの法案成立を見届けられたことは、皆さまの永年にわたるご協力のおかげと感謝します。消費者が主役になる社会づくりに向け、なくす会の発展を祈念します。

来賓挨拶 (埼玉県県民生活部消費生活課 堀内清則課長)

消費者が安心して生活できる消費者行政の実現にとっては、行政と消費者団体の連携が車の両輪と考えます。ますます情報化が進み高齢者が被害になるケースも増え、高度化する消費者被害の防止や複雑化する消費者トラブルに対応し、県民の消費生活の安全・向上を確保し、安心して生活できる社会の実現のため、より一層のお力添えをいただきたい。会のますますの発展と皆さまのご健勝をお祈りします。



議案審議

定数を満たし成立の報告が行われた後、伊藤恭一専務理事が第1号議案「2008年度事業報告ならびに会計収支決算承認の件」と、第2号議案「役員補充の件」の提案を行い、針生圭吉監事から監査報告がありました。正会員による採決が行われ賛成多数で承認され、第1回理事会で役員体制を確認後、池本新理事長より新体制の報告がありました。伊藤専務理事より2009年度事業計画と会計収支予算の報告、寄附報告があり、続いて活動委員会の2008年度活動報告を柳井扶美子委員が行い、事務局が今年度活動委員31人の紹介を行いました。

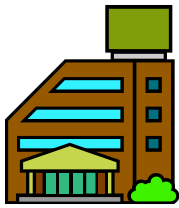
2009年度 役員体制

第6回総会で役員補充について承認され、第1回理事会で役員の新体制が決まりました。

理事長	池本 誠司(個人・弁護士/消費者庁準備室 参与)	理事	宮内 智 (久喜市くらしの会)
副理事長	長田 淳(個人・弁護士)		中村 千代子 (越谷市消費生活研究会)
	三村 光代 (個人・NACS 最高顧問)		森 和江 (埼玉県地域婦人連合会)
専務理事	伊藤 恭一 (埼玉県消費者団体連絡会)		吉川 尚彦 (生協さいたまコープ)
常任理事	宮沢 方子(コーペル)		野村 詞子 (生協ドゥコープ)
	山崎 悦子 (新日本婦人の会)		満尾 直樹 (個人・弁護士)
	永田 康子 (埼玉県消費生活コンサルタントの会)	監事	古久根 章典 (個人・司法書士)
			関口多恵子 (埼玉県消費生活コンサルタントの会)
			針生 圭吉 (生協ドゥコープ)

*今年度は役員活動委員31名、検討委員20名、事務局2名で活動をしていきます。

*事業報告、2009年度計画・予算等についてはなくす会ホームページ (<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>) に掲載してあります。



埼玉県住宅供給公社

「特優賃貸住宅の明け渡し時の原状回復条件」で前向き回答

～消費者契約法の不当条項の疑義で公社に申し入れと懇談～

なくす会では、2007年3月に、埼玉県住宅供給公社が管理する「特定優良賃貸住宅」(以下特優賃)を退去した消費者からの情報提供を受けました。なくす会内部で検討した結果、「賃貸住宅の明け渡し時の原状回復条項が消費者契約法において不当条項と考えられる可能性がある」と判断し、調査・検討を重ねるとともに、10回をこえる申し入れ・回答・問い合わせ・懇談・協議を経て、2009年1月13日付で「具体的対応を行う」という回答があり、3月9日に懇談した結果、下記の内容確認することができましたので、協議の経過と現段階の到達点を報告いたします。

* 詳細はなくす会HPでご確認ください

※埼玉県住宅供給公社は特定優良賃貸住宅、一般賃貸住宅の完成後、入居者の募集、家賃収納から建物の維持管理まで一切の管理業務を行っています。

なくす会が問題としている点

公社が管理する特優賃の契約時の書類は、国土交通省が発行している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(以下ガイドライン)に準拠していないと判断できる項目がある。

特優賃は、『埼玉県と国が家賃の一部を一定期間補助することにより家賃負担を軽減』し、公社が管理を受託している賃貸住宅。現状の公社の「修繕費等の費用区分負担一覧表」には、これらの修繕費用を賃借人が常に負担しなければならないと読める規定があり、賃借人にとって一方的に不利な規定であり、消費者契約法第10条に違反すると考えられる。特優賃の管理を行い、契約時書類を提供している公社においては、公的補助が出ている観点からみても、「費用区分負担一覧表」の原状回復の内容を、「ガイドライン」に準拠したものに変更すべきである。

懇談の結果、明らかになったこと

- (1) 公社が管理している住宅のうち、「ガイドライン」に準拠していない住宅は、平成17年2月以前に管理受託をした特優賃202団地4,522戸がある。
- (2) オーナーに対しては、過去に県からの通知3回、公社からの通知を2回と啓蒙的な活動を行っているが、ガイドラインに準拠する内容に変更した住宅に関しては1件もない。
- (3) 少額訴訟の事例(公社は間に入らない)は、他県ではオーナー側が負けるという例もある。県内では申立て・和解後も改定前の費用負担区分を継続使用している。

公社のスタンス

引き続きオーナー側への働きかけを続けるが、公社側としては強制できない。特優賃の制度的な問題もあり、ガイドラインに準拠することで費用負担が増加するためオーナー側の理解を得がたい。

なくす会の見解

- 特優賃に公的補助が出る以上、適正な契約条件が補助金の条件であるはずだが、建築時だけでなく、途中契約を継続する場合も適正な契約条件であるという条件付けがあるのではないか。
- 公社とは今後も状況経過について情報をもらい、県内全体のトラブル防止を目指し県や公社とも協力していく。
- 賃貸トラブル防止の条例制定などを視野に入れ検討していく。

第45回埼玉県消費者大会

2009年10月15日(木) 埼玉会館にて開催!

全体会(大ホール)10:30~12:30

記念講演「人はなぜ騙されるのか」～科学者が解明!消費者被害から核兵器まで～
講師:安斎育郎氏(立命館大学名誉教授・国際平和ミュージアム名誉館長)

分科会(小ホール/会議室)13:30~15:45

食「世界の食糧と農業のいま」
医療/社会保障「安心してくらししていくために」
消費者問題「私たちの消費者庁へ」
環境「地球温暖化防止に向けての産業界の関わり」
教育/子育て「子どもの放課後について考える」

保育あります
(有料・要申込)

【お申込・お問い合わせ:消費者大会事務局 TEL 048-844-8971】



なくす会の最近の取り組み

* テレビショッピングの表示を活動委員会で調査

最近テレビショッピングや通信販売でのトラブルが急増しています。2月から6月にかけて画面表示の調査を行いました。調査中に、実際に被害が発生した事案もあり、返品条件等については消費者の立場に立ってみると、表示や説明はしていても十分ではないものが多かったです。調査結果をもとに継続取り組み中。



* 携帯電話の契約について

消費者(契約者)に不利益をもたらすと考えられる契約内容等について引き続き検討し、4月に申入れを行いました。各社からの回答に対して引き続き検討をすすめています。

* 葬儀(互助会)トラブル

互助会の契約内容について約款内容の比較検討をすすめています。

※埼玉県住宅供給公社とのこれまでの協議の結果を公表しました。

※9月にアンケート調査を行うため、8月20日に臨時活動委員会を開いてアンケート項目の検討を行います。

契約・表示、訪問販売でのトラブルなど身近な消費者被害があれば情報提供してください。

この間の会議

理事会

第6回 2009/5/22

第7回 2009/6/29

検討委員会

第18回 2009/5/22

第19回 2009/7/23

* 商品事故・契約トラブルにあったときは最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。
埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) TEL 048(261)0999
埼玉県消費生活支援センター 川越 TEL 049(247)0888
〃 消費生活支援センター 春日部 TEL 048(734)0999
〃 消費生活支援センター 熊谷 TEL 048(524)0999
* お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。